## 島根原発2号機運転差止仮処分 火山事象に関する争点について②

2024.2.19 Mon 広島高等裁判所松江支部

債権者6代理人弁護士 中野 宏典

- 1 司法審査に関する補充
- 2 債務者の主張の不合理性(総論)
- 3 ①噴火履歴に関する主張の不合理性
- 4 ②気象庁の観測結果等に関する主張の不合理性
  - 5 ③地球物理学的調査に関する主張の不合理性 - 巽好幸・広島/松山尋問における証言-

### 1 司法審査に関する補充

#### 差止めの要件に関する補充(準備書面(12))

債権者

(主位的請求) 人格権侵害の具体的危険の存在



債務者

「具体的危険の存在」には「高度の蓋然性」が必要

債権者

「安全」= 許容できない危険がないこと (主位的請求)原発災害は「万が一にも起こしてはならない」

= 「高度の蓋然性」を要求するのは、法の目的に合致しない。

債権者

(予備的請求) 差止めの要件 = 人格権を違法に侵害するおそれが存在すること (違法侵害説。最判平成7年7月7日等)

> =「深刻な災害が万が一にも起こらない」といえない(深層防護が 徹底されていない)状態での稼動によるリスクは、許容できない。

### 2 債務者の主張の不合理性(総論)

#### 債務者は債権者らの主張に対してまともに反論できていないこと

債権者

火山ガイドの不合理性①

噴火可能性評価から、特定の火山事象の発生可能性評価へと後退した こと(第7章第4·p172-)

火山ガイドの不合理性②

活動可能性評価の不確実性を無視する改悪 (第7章第5·p179-)



いずれも<mark>噴火規模</mark>の過小評価に係る問題であり、 ひいては層厚や気中濃度の過小評価にもつながる。

債務者

基準の不合理性①②についてはほとんど反論がなく、 自身の行った評価の合理性(基準適合判断の合理性)についてしか反論していない。

活動可能性&噴火規模



気中降下火砕物濃度

債権者

基準が不合理(安全が確保されない基準)であれば、いかにそれに適合させようと、 原発の安全は確保されない(差止めが認められるべき)

#### 債務者は債権者らの主張に対してまともに反論できていないこと

# 島根原子力発電所2号機運転差止仮処分申立事件 債務者 論点説明資料 令和5年9月25日

			1
論点	説明 目次		
第1	本件の争点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2頁	
第2	地震に係る安全性 ・・・・・・・・	·····10頁	
第3	火山事象に係る安全性 ・・・・・	70頁	
第4	まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

わずか8枚分

第3	目	欠		件と関連とはいえな						71
1 火山	ルに関す	る基	礎知識・・			.\		/		72頁
2 火山	影響評	平価の	概要 …							73頁
3 検討	対象火	と山の	抽出、設	計対応不可	『能な火山	事象の評	平価			74頁
4 設計	対応可	丁能な	火山事象	の評価・・		•••/•••	• • • • • • •		• • • • •	75頁
(1)三荆	瓦山火	山の県	賁火規模(	の想定・・・・						75頁
(2)降	下火砕物	物の原	層厚検討・			-			• • • • • •	76頁
(3)降	下火砕物	物の原	層厚・・・・・		<i>f</i>	<i>-</i>				78頁
5 島根	2号機	の火	山事象に	対する安全	性の確保					79頁
		<b>-</b>	サレ月月2世	il#-+/"						

## 本件と関連性がない部分

### 二.実質的に1枚分しかない

#### 火山影響評価の概要に関する資料は実質的に内容のないもの

火山影響評価の概要

73

債務者の火山影響評価の流れは以下のとおり。

#### 検討対象火山の抽出及び活動性評価

- ・本件敷地を中心とする半径160km以内(地理的領域)の第四紀火山につき活動性評価を実施し、 将来の活動可能性が否定できないものを島根2号機に影響を及ぼし得る火山(検討対象火山)と して抽出
- ・検討対象火山の活動性を評価(島根2号機の運用期間中の活動可能性を評価)

### マグマ溜まりは、

#### こんな浅いところにはない

#### 設計対応不可能な火山事象の到達可能性評価

・火砕物密度流 ・溶岩流 ・岩層なだれ、地滑り及び斜面崩壊 ・新しい火口の開口 ・地殻変動



#### 設計対応可能な火山事象の影響評価

- ・降下火砕物 (地理的領域外の火山を給源とするものも含めて検討)
- ・土石流、火山泥流及び洪水
- ・火山から発生する飛来物(噴石)
- ・火山ガス・津波及び静振・大気現象(空振等)
- ・火山性地震とこれに関連する事象
- 熱水系及び地下水の異常

出典:九州電力株式会社(2018)「火山のメカニズムと原子カ発電所へR5.9.25 債務者説明資料・p73

#### 結局、債務者の主張の中で意味があるのはせいぜいこの資料のみ

4 設計対応可能な火山事象の評価(1)三瓶山火山の噴火規模の想定

75

降下火砕物以外の設計対応可能な事象の影響評価については、本件敷地周辺の地形 条件等から、いずれも島根2号機に影響はないか又は極めて小さいものと評価。

1 噴火履歴の検討は恣意的の分布に関する調査結果、噴火履歴による検討結果、地球物理学的調査結

果、気象庁等による評価等を総合的に考慮した結果、島根2号機の運用期間中には、三瓶木次テフラのような広域火山灰を降下させる規模の噴火を起こす可能性は十分小さいと評価。

#### 項目 調查·評価結果 cmの等③マグマ溜まりの状況は 町田・新井(2011)から、本件敷地は三瓶木次テフラの5 の等層厚線との間に位置しており、少なくとも本件敷地で 精度良く把握できない Ocm程度であったとの読み取りはできないと評価 降下火砕物の分布状況 地質調査結果によると、本件敷地は同テフラの等層厚線10cm程度の範囲に位置 本件敷地内のボーリング調査では同テフラは未確認 現在は溶岩ドーム形成期で爆発性が低下していると評価 約110万年前の噴火から約11万年前の三瓶木次テフラ噴火までの期間が、同噴 噴火履歴 火から現在までの経過期間よりも十分に長いと評価 ②気象庁の観測結果等は Zhao et al.(2011)から、三瓶山の地下深部(20km以深)にマグマ溜まりが存在す る可能性はあるが、仮にマグマ溜まりだとしても爆発的噴火を引き起こす珪長質マグ 原発の安全評価に利用できない マの浮力中立点(深度約7km)よりも深いことを確認 同位置の深度より浅部にマグマ溜まりの存在を示す兆候はないことを確認 気象庁による今後100年間程度の長期評価では、休止期であると評価 気象庁による観測結果等 火山噴火予知連絡会等は、中長期的に噴火の兆候は認められないと評価

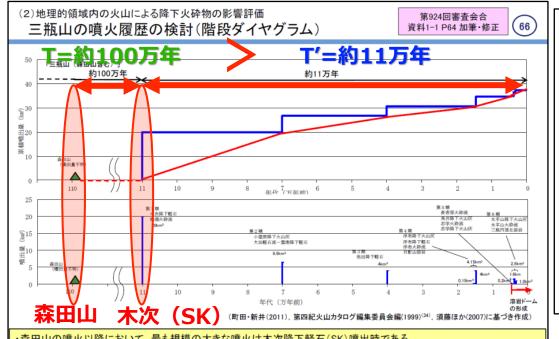
R5.9.25 債務者説明資料·p75

## 3 ①噴火履歴に関する主張の不合理性

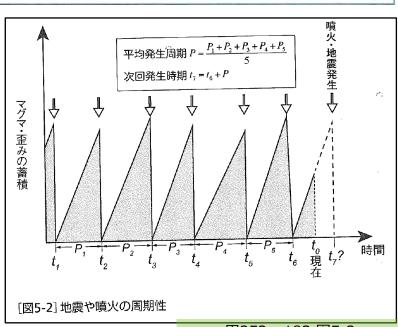
#### 少なくとも三瓶山の大規模噴火に周期性は見られず、噴火履歴から大規模噴火の可能性を否定することはできない

噴火履歴

- 現在は溶岩ドーム形成期で爆発性が低下していると評価
- 約110万年前の噴火から約11万年前の三瓶木次テフラ噴火までの期間が、同噴火から現在までの経過期間よりも十分に長いと評価



- ・森田山の噴火以降において,最も規模の大きな噴火は木次降下軽石(SK)噴出時である。
- ・約110万年前の森田山の噴火以降,噴火規模の最も大きな木次降下軽石の噴出までの期間(約100万年)は,木次降下軽石の噴出からの経過時間(約11万年)に比べ十分に長い。
- ·一方, 数km3以下の規模の噴火については, 木次降下軽石の噴出以降においても繰り返し発生している。



甲252·p183 図5-2

#### 噴出率も異なる。周期性は認められない。

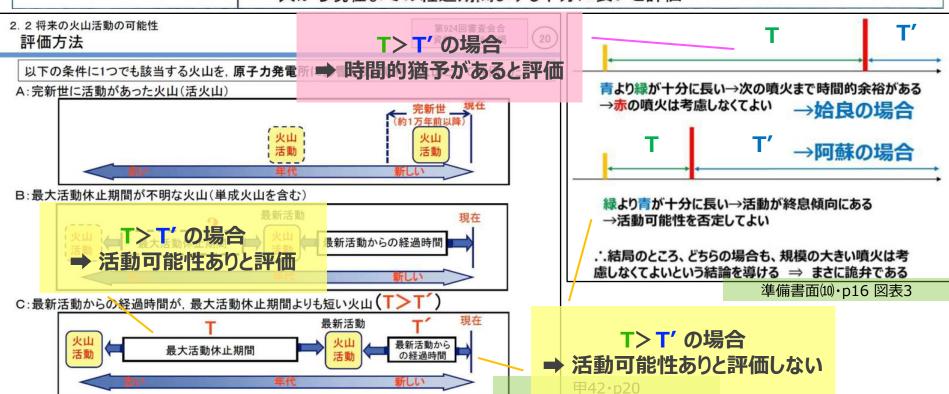
甲42·p66 加筆

#### 3 ①噴火履歴に関する主張の不合理性

#### 噴火履歴に関する債務者の主張は恣意的なもの

噴火履歴

- 現在は溶岩ドーム形成期で爆発性が低下していると評価
- 約110万年前の噴火から約11万年前の三瓶木次テフラ噴火までの期間が、同噴火から現在までの経過期間よりも十分に長いと評価



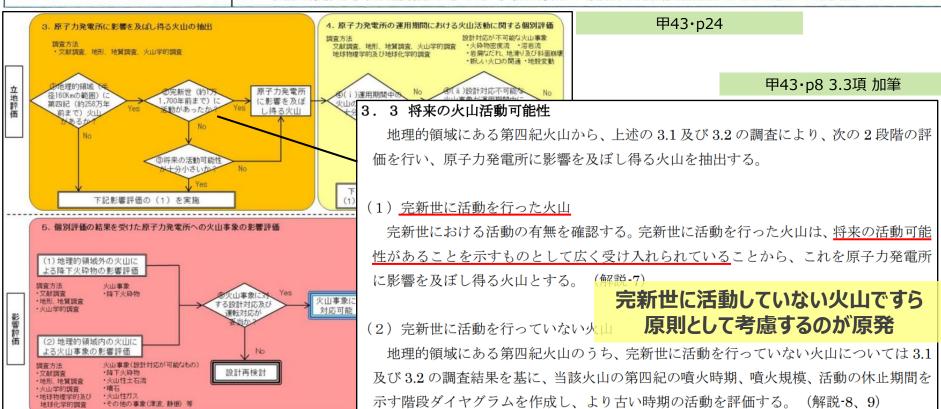
### 4 ②気象庁の観測結果等に関する主張の不合理性

#### 4 ②気象庁の観測結果等に関する主張の不合理性

#### 火山ガイド上、完新世に活動を行った火山は、活動性を否定できないものとして考慮対象とされている

#### 気象庁による観測結果等

- 気象庁による今後100年間程度の長期評価では、休止期であると評価
- 火山噴火予知連絡会等は、中長期的に噴火の兆候は認められないと評価



#### 4 ②気象庁の観測結果等に関する主張の不合理性

#### 恣意的で不適切な引用 ➡ 被害の内容・程度に応じて、「許容できるリスク」に違いがある

#### 気象庁による観測結果等

- 気象庁による今後100年間程度の長期評価では、休止期であると評価
- 火山噴火予知連絡会等は、中長期的に噴火の兆候は認められないと評価

頻繁

また、火山噴火予知連絡会は、平成21年に、全国の活火山から、過去の活動履歴や現在の活動状況を参照して、概ね100年程度の中長期的な期間における噴火の可能性が大きい又はその可能性が考えられる火山、あるいは突発的な噴火が発生した場合の社会的影響が大きいと考えられる火山を「火山監視・観測体制の充実等が必要な火山」として、47火山を選定し(乙217)、

債務者主張書面4·p50 加筆

(4) 予測困難な<u>突発的な小噴火の発生時に火口付近で被害が生じる可能性が考えられる火山</u>ある程度以上の規模の噴火が発生する場合には、噴火に結びつく前兆現象と思われる地震活動や地殻変動の異常が、ある程度広範囲で観測されることが期待できることから、広域観測網による監視・観測体制により、異常を把握することができると考えられる。しかし、火口付近まで居住地域が迫っている、あるいは多くの観光客が訪れる火山については、小規模な噴火でも、被害に結びつく場合があり、監視・観測体制の充実等が必要であると考えられる。今回は、噴気活動が活発であるか、噴気が高温のものであり、かつ、活動している火口で社会的条件を考慮する必要のある場合に、監視・観測の充実等が必要である火山と選定した。

蓋然性あり ときどき発生 想定できない わけではない ありそうにない およそ認識不能 軽微 重大 些細 大災害 損害の程度 受容リスク 低減すべきリスク 排除すべきリスク 甲253·p5 図-1

リスクマトリックス

乙216·p2-3 加筆

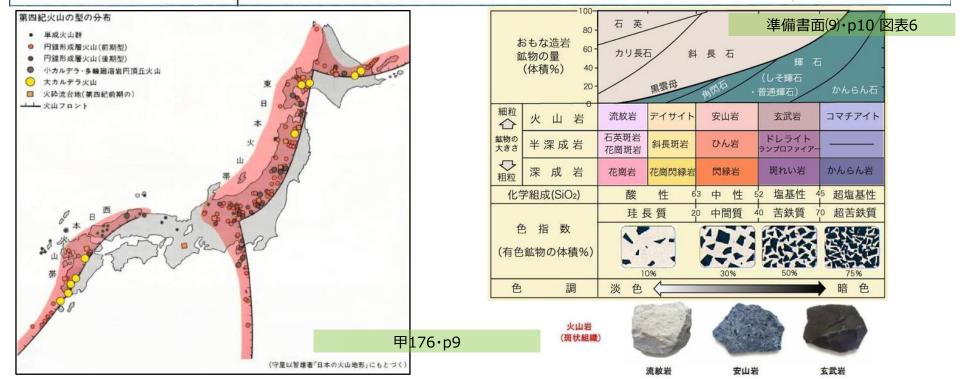
### 5 ③地球物理学的調査に関する主張の不合理性

- 巽好幸・広島/松山尋問における証言 -

#### 結局、この部分が債務者の主張の核心部分 ➡ この主張は正しいのか?

地球物理学的調査 (マグマ溜まりの状況等)

- Zhao et al.(2011)から、三瓶山の地下深部(20km以深)にマグマ溜まりが存在する可能性はあるが、仮にマグマ溜まりだとしても爆発的噴火を引き起こす珪長質マグマの浮力中立点(深度約7km)よりも深いことを確認
- 同位置の深度より浅部にマグマ溜まりの存在を示す兆候はないことを確認



たとえとして、今や2人に

#### 前回説明のおさらい-特に噴火の規模の予測は困難/地下のマグマ溜まりの状況を精度良く把握することは困難

#### 火山噴火予知研究の現状と目標

火山噴火予測の5要素

時期. 場所. 規模. 様式. 推移

【噴火予測の発展】

気象庁噴火警戒レベル

段階1. 観測により、火山活動の異常が検出できる。

段階2. 観測と経験則により、異常の原因が推定できる(経験 的予測). 噴火シナリオに基づく噴火予測

段階3. 現象を支配する普遍的な物理法則が明らかにされてお り、観測結果を当てはめて、将来の予測ができる。

甲45·p6

#### 中田節也·東京大学名誉教授

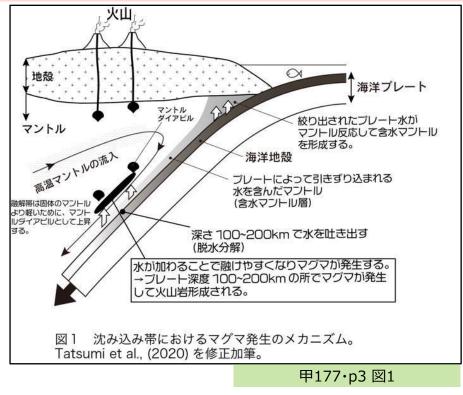
「噴火の予測には五つの要素があって、時期と場所、それから、規 模、様式、推移という、そういう五つの要素があるわけですけれど も、…(略)…噴火の規模、様式、…(略)…それから、どう いう順番で起こるかというのが推移です。どういう大きさで起こる かというのが規模ですけれども、その三つについては、我々はまだ できていないと考えています。」 甲46·p4 抜粋

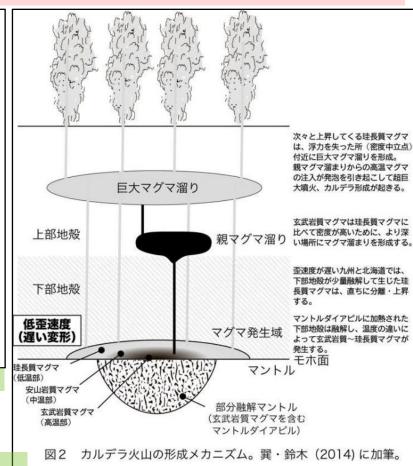
巽好幸·神戸大学名誉教授

ングすることができないのかもしれない

#### 5 ③地球物理学的調査に関する主張の不合理性 - 異好幸・広島/松山尋問における証言-

#### マグマの生成とマグマ溜まり形成のメカニズム

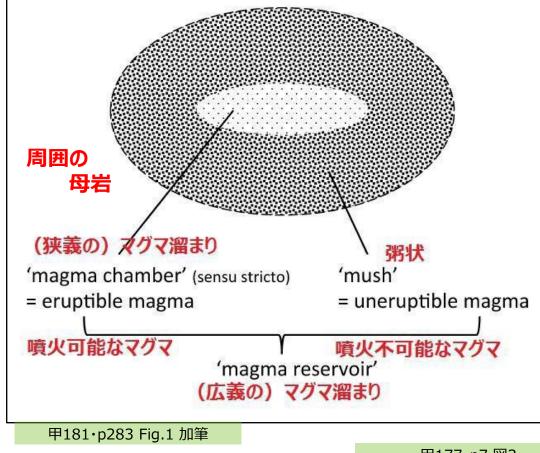


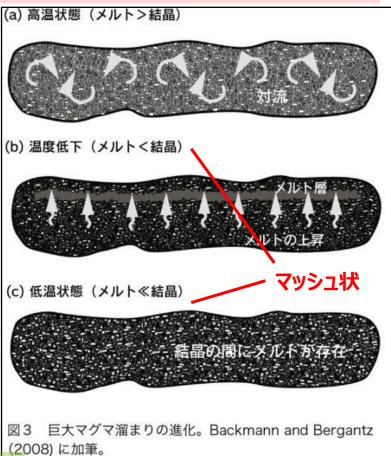


準備書面(9)·p6 図表2

甲177·p5 図2

#### マグマ溜まりの状態と識別の困難性- i 噴火可能なマグマを溜めるプロセス



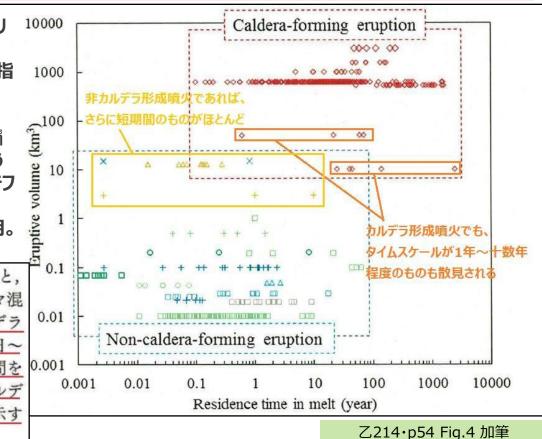


甲177·p7 図3

#### i 噴火可能なマグマを溜めるプロセス-再活性化のタイムスケール

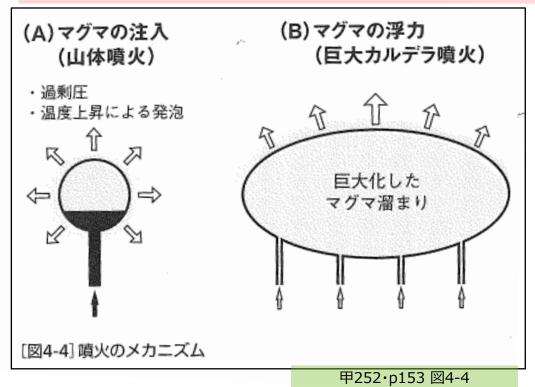
- ▶ 青野ら(2017)は、「結晶中の元素拡散モデリング」という方法によって、マグマ混合から噴火までのタイムスケールを推測するものであって、巽氏の指摘する、再活性化のタイムスケールに関するシミュレーションとは異なる。
- ▶「カルデラ形成噴火」が、「一般に噴出物量10km 以上もの多量のマグマを短時間に噴出する」という のは定義ではなく特徴。引用不相当。三瓶木次テフ ラ(SK)がカルデラ形成したかは不明。
- ▶ 他の火山の事例が三瓶山に当てはまるかは不明。

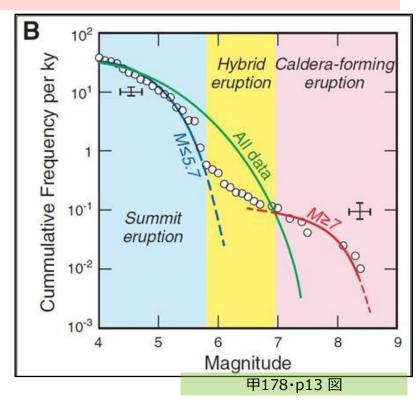
拡散タイムスケールと噴火様式の関係に注目すると、カルデラ形成噴火とそれ以外の噴火様式では、マグマ混合から噴火までの時間に違いが認められる。非カルデラ形成噴火では、マグマ混合から噴火までの時間は数日~数十年オーダーであり、100~1000年オーダーの時間を30.001元 す結晶は認められない (Fig. 4). それに対し、カルデラ形成噴火では100~1000年オーダーの拡散時間を示す結晶が珍しくない (Fig. 4).



乙214·p56 左段 加筆

#### ii 溜めたマグマを噴火させるための2つのメカニズム





▶ 山体噴火(M5.7以下、青色部分)とカルデラ形成噴火(M7以上、赤色部分)とでは発生頻度が異なることなどから、メカニズムに違いがあると考えられているが、詳しくはよく分かっていないようである。ハイブリッド噴火(黄色部分)は、よく分かっていない。

#### 5 ③地球物理学的調査に関する主張の不合理性 - 巽好幸・広島/松山尋問における証言-

#### 巽氏の見解こそが支配的見解であり、債務者の依拠する知見は確立していない

同研究所の見解と同様に、地球物理学的調査によって、マッシュ状のマ グマ溜まりも把握することが<u>可能である</u>旨述べられている。

よって、地下にメルト状又はマッシュ状のマグマ溜まりがある場合に、 地球物理学的調査によってそれらを把握することは不可能であるという 知見は確立したものとはいえず、これをもって直ちに、地球物理学的調 査の結果を含む各種知見等を総合的に考慮して行った債務者の評価の妥 当性が否定されることはないから、債権者らの上記主張は当を得ない。

債務者主張書面4·p46 加筆

Since a long-lived body of magma residing in the crust is expected to be highly crystallized (Koyaguchi and Kaneko 1999), the geophysical methods employed for detection may in fact detect these highly crystallized and non-eruptible bodies of magma. Detection of an eruptible magma batch(es) within such a highly crystallized magma body (Cashman and Giordano 2014) is the present task and a challenge in volcanology.

6頁「マグマ溜まりの噴火ポテンシャル評価(Evaluation of the eruption potential of magma chambers)

### の第2段落

地殻内部に長年にわたって存在するマグマ体は結晶化が進行していると予想されるため(Koyaguchi and Kanako 1999)、地球物理学的手法によって検出されているのは、実際には結晶化が進行した噴火しないマグマ体である可能性がある。このような結晶化が進行したマグマ体中に存在する噴火可能なマグマバッチ (Cashman and Giordano 2014)を検出することは、火山学における現在の課題であり、チャレンジでもある。

"may"は40~50%程度の確度しかない。引用不相当。

乙209·訳文p1 加筆

#### 火山ガイドの定めと評価(申立書第7章第3·p171)

5. 個別評価の結果を受けた原子力発電所への火山事象の影響評価(略)

ただし、降下火砕物に関しては、原子力発電所の敷地及びその周辺調査から求められる単

位面積当たりの質量と<u>同等の火砕物が降下する</u>ものとする。<mark>なお、敷地及び敷地周辺で確認</mark>

された降下火砕物の噴出源である火山事象が同定でき、これと同様の火山事象が原子力発

電所の運用期間中に発生する可能性が十分に小さい場合は考慮対象から除外する。

また、降下火砕物は<u>浸食等で厚さが小さく見積もられる</u>ケースがあるので、文献等も参考にして、第四紀火山の噴火による降下火砕物の堆積量を評価すること。 (解説-17)

甲43·p11 加筆

原則

敷地及びその周辺調査から求められる最大の降灰 = SKの100cm超

例 外

噴出源である火山事象=SKが運用期間中に発生する可能性が十分小さい⇒除外 SK以外で敷地及びその周辺調査で確認できる降灰=SUkの56cm

### 噴火規模を推定できることを前提として

特定の噴火規模について除外できるとする規定は不合理

#### 三瓶木次テフラ(SK)噴火と三瓶浮布テフラ(SUk)噴火に係る降灰の等層厚線 (申立書第7章第2·p169)

